

家 内 労 働 の 現 状

厚生労働省では、委託状況届等を基に各都道府県労働局が把握した家内労働者数等家内労働の概況について毎年 10 月時点の状況を取りまとめ、家内労働対策の基礎資料としています。

令和 4 年度の調査結果から、家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者（第 1 表）

令和 4 年 10 月 1 日現在、家内労働に従事する者の総数は 98,339 人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は 95,108 人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は 3,231 人となっています。

2 家内労働者

(1) 推移（第 1 表）

家内労働法が制定された昭和 45 年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和 48 年度の 1,844,400 人がピークでしたが、令和 4 年度は 95,108 人となっています。

(2) 男女別（第 1 表）

家内労働者数を男女別にみると、男性が 11,141 人であるのに対し、女性は 83,967 人と全体の 88.3%を占めています。

(3) 類型別（第 1 表）

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が 89,278 人で全体の 93.9%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は 4,308 人（4.5%）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は 1,522 人（1.6%）となっています。

(4) 業種別（第 2 表）

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が 21,554 人（22.7%）と最も多く、次いでコネクター差しなどの「電気機械器具製造業」が 12,564 人（13.2%）となっています。

(5) 都道府県別（第 3 表）

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が 8,596 人と最も多く、次いで愛知県が 7,141 人、大阪府が 6,433 人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数（第4表）

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、8,285人で、家内労働従事者数に占める割合は8.7%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、6,308人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の76.1%を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数（第5表）

令和4年10月1日現在の委託者数は、7,017で、その内訳をみると、製造又は販売業者が6,593、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が424となっています。

(2) 業種別（第5表）

委託者数を業種別でみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が2,404(34.3%)と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が783(11.2%)となっています。

(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数（第5表）

1委託者当たりの平均家内労働者数は13.6人で、業種別にみると、「ゴム製品製造業」が23.4人と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「紙・紙加工品製造業」が16.2人となっているのに対し、「繊維工業」は9.0人と最も少なくなっています。

4 代理人

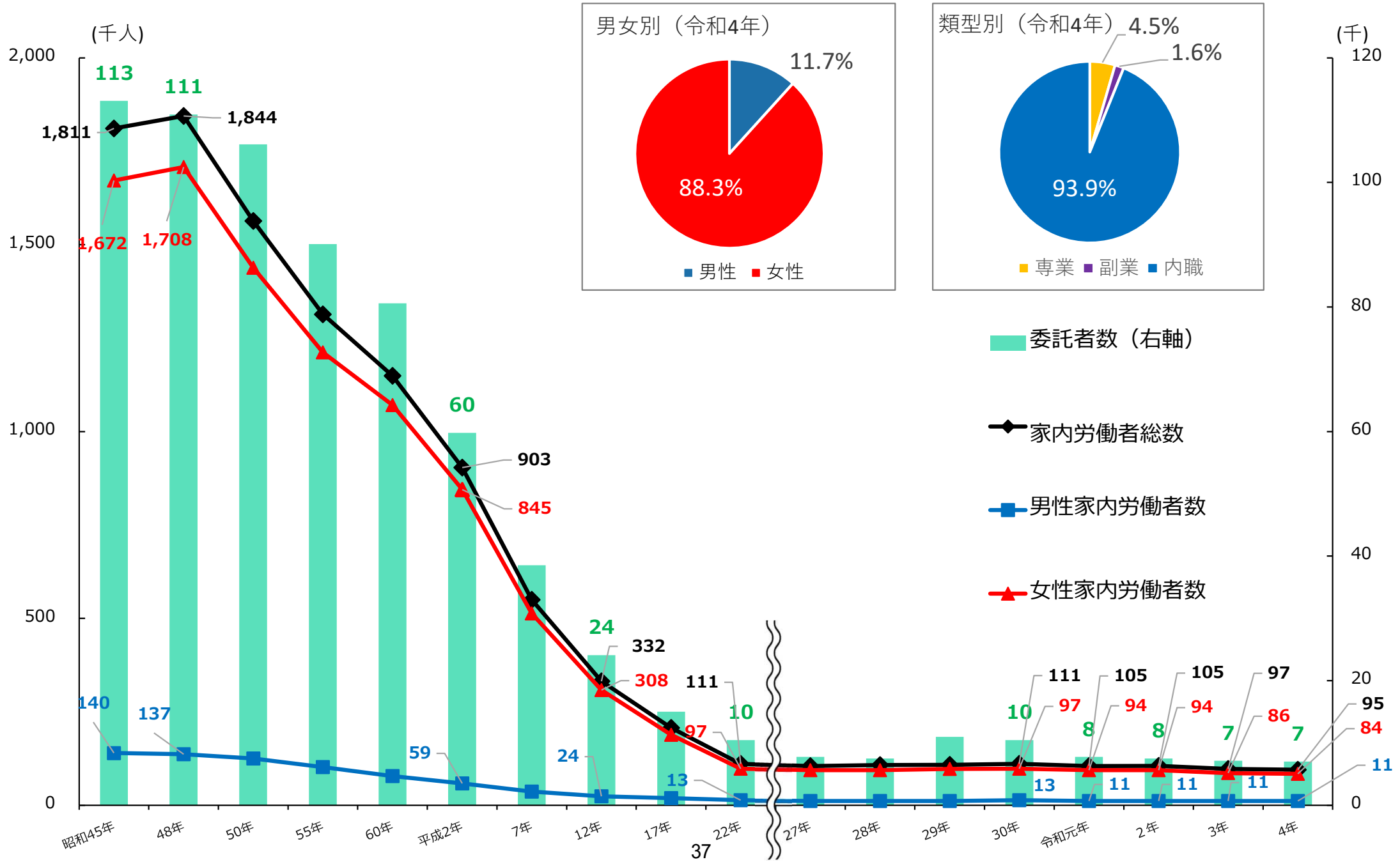
(1) 代理人数（第5表）

委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがあります。その数は令和4年10月1日現在351人となっています。

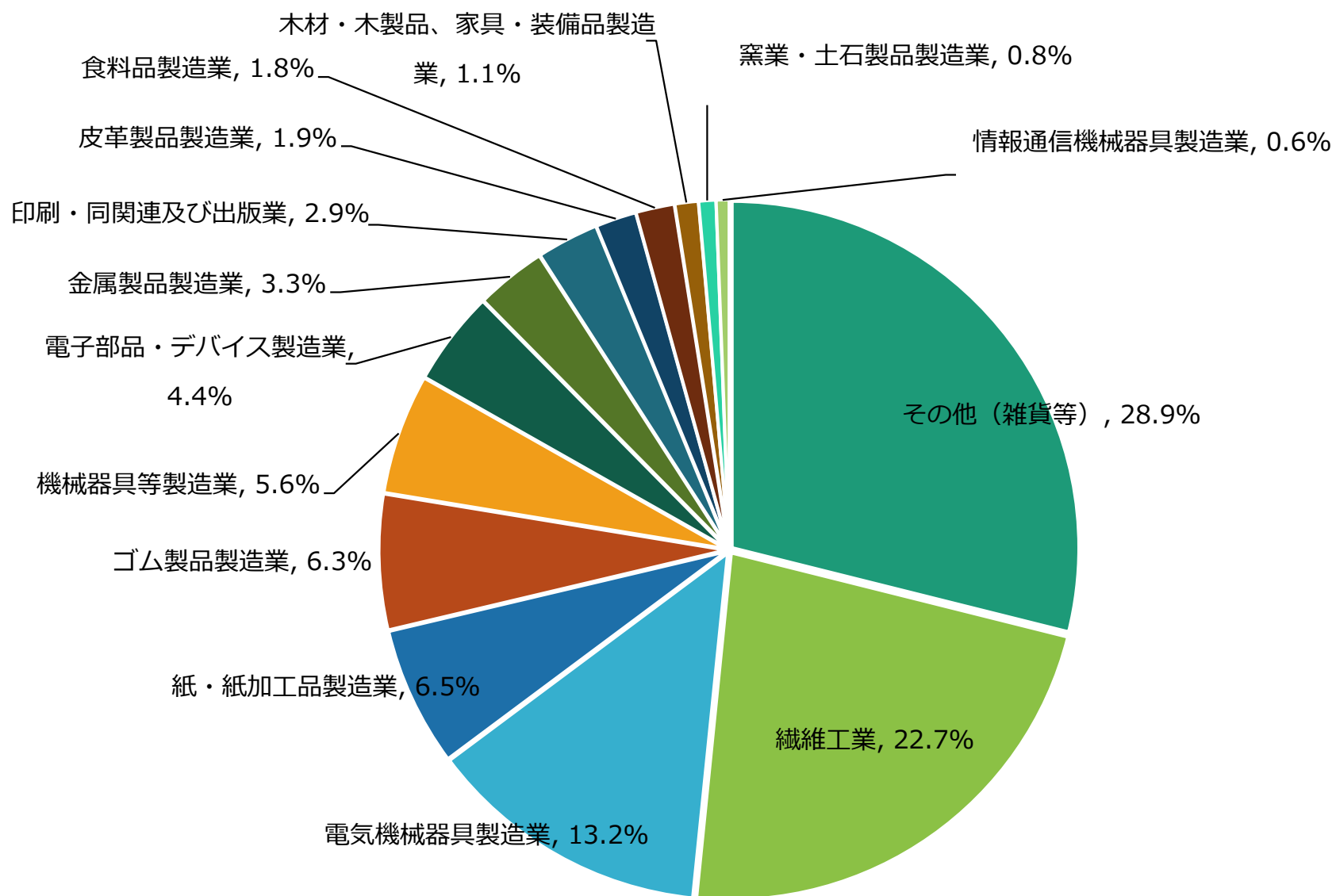
(2) 業種別（第5表）

代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が68人(19.4%)と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が46人(13.1%)、「紙・紙加工品製造業」が25人(7.1%)となっています。

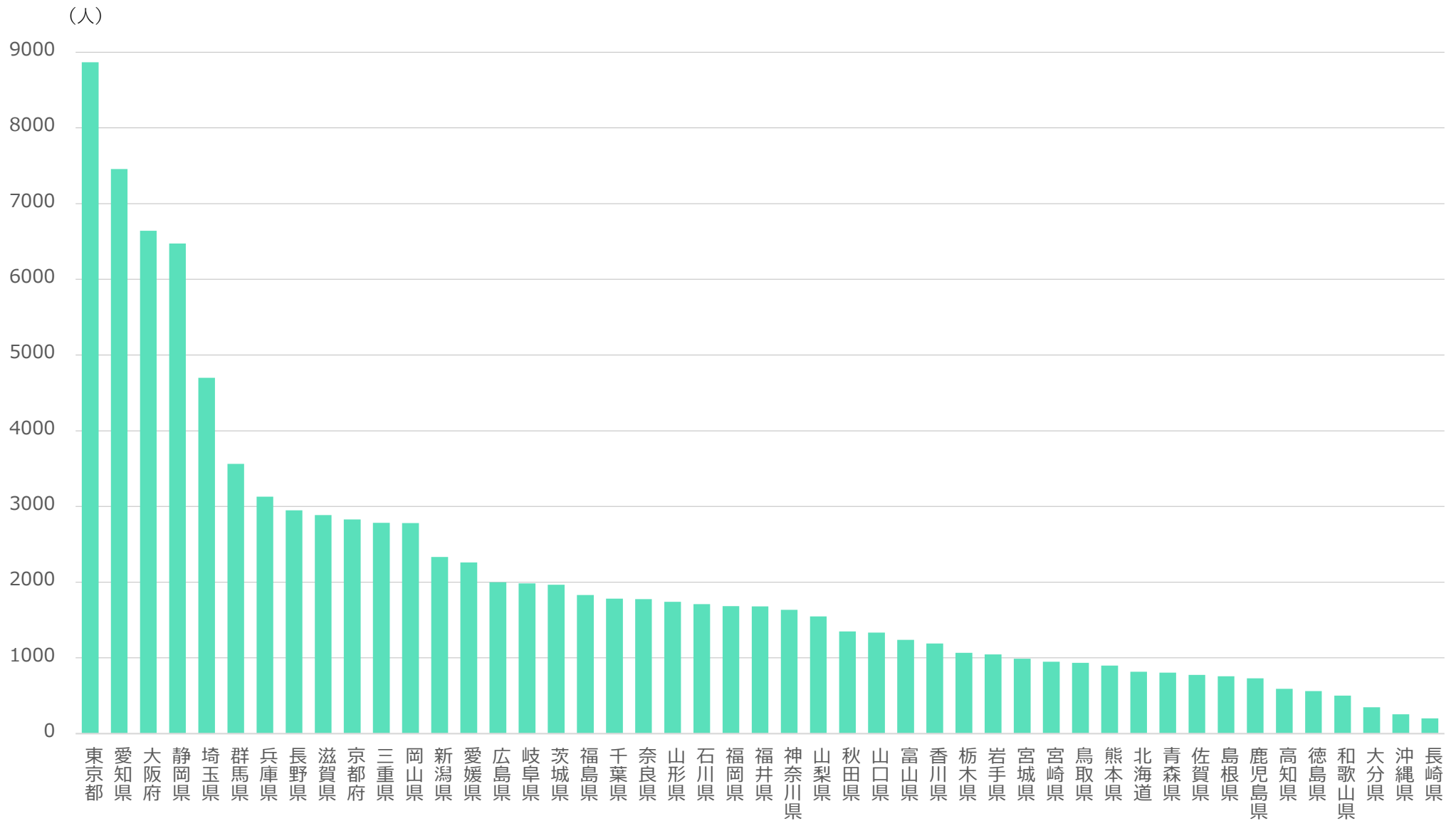
第1表 家内労働者数（男女別）および委託者数の推移



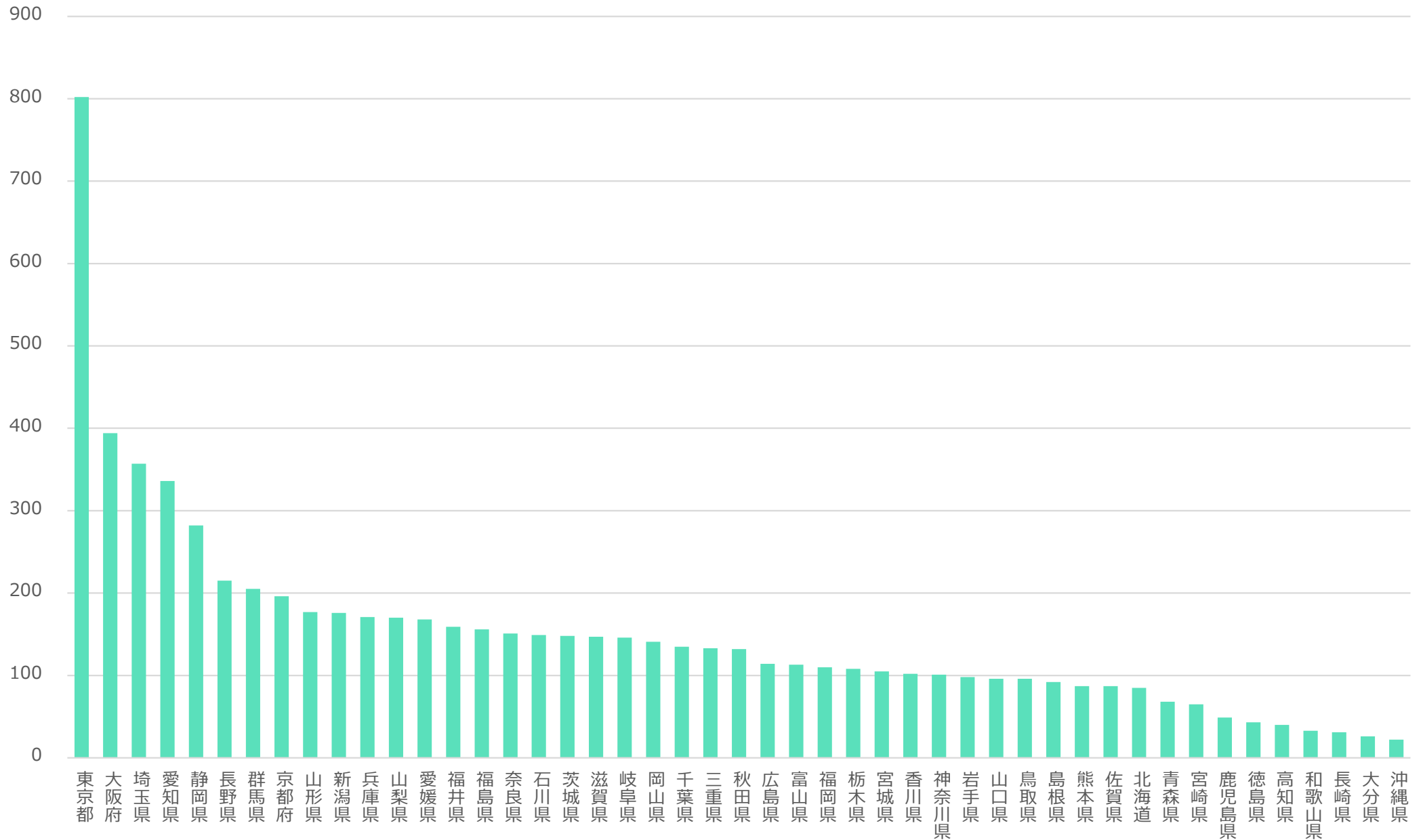
第2表 業種別家内労働者の割合



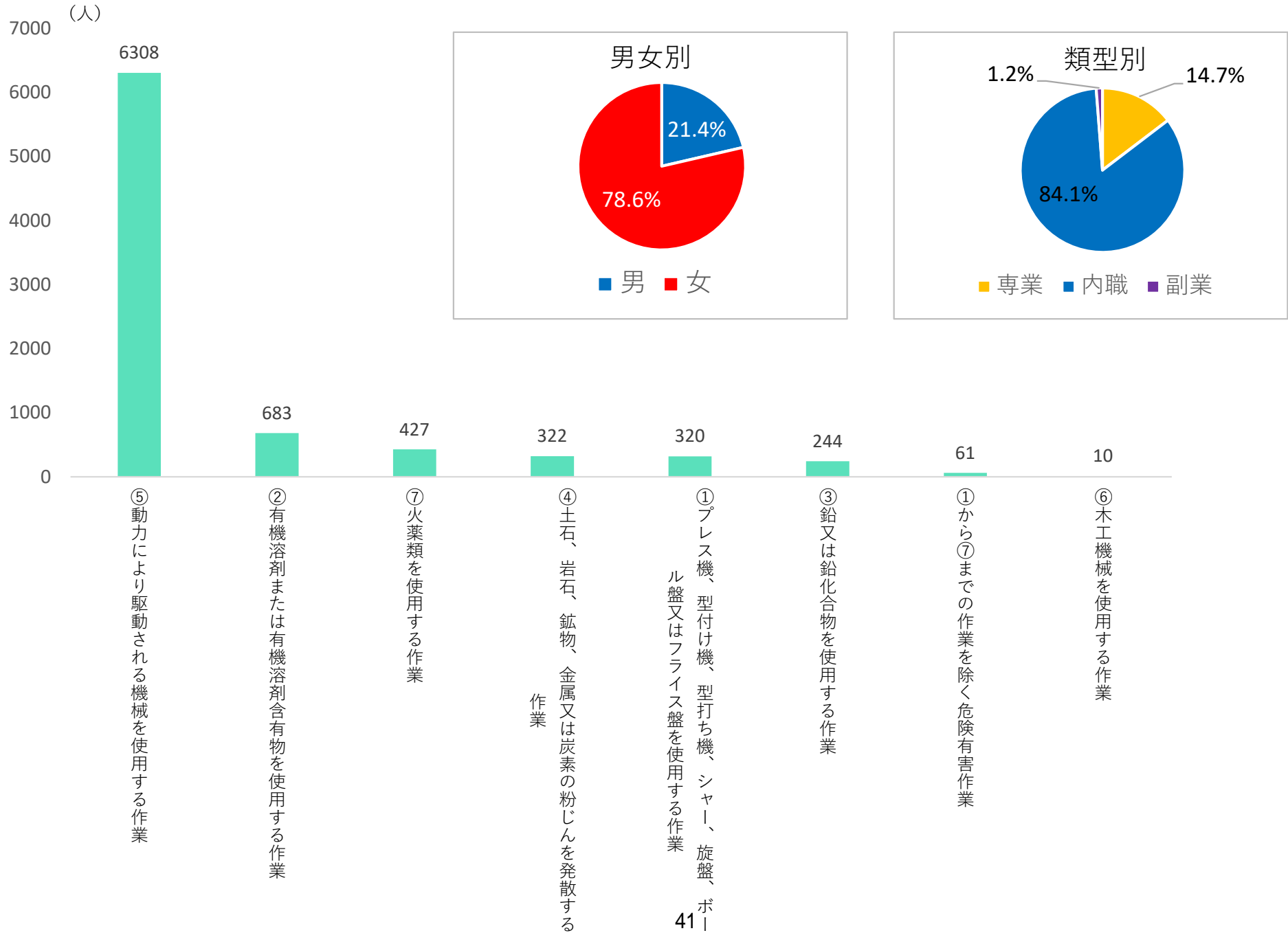
第3表 都道府県別家内労働従事者数



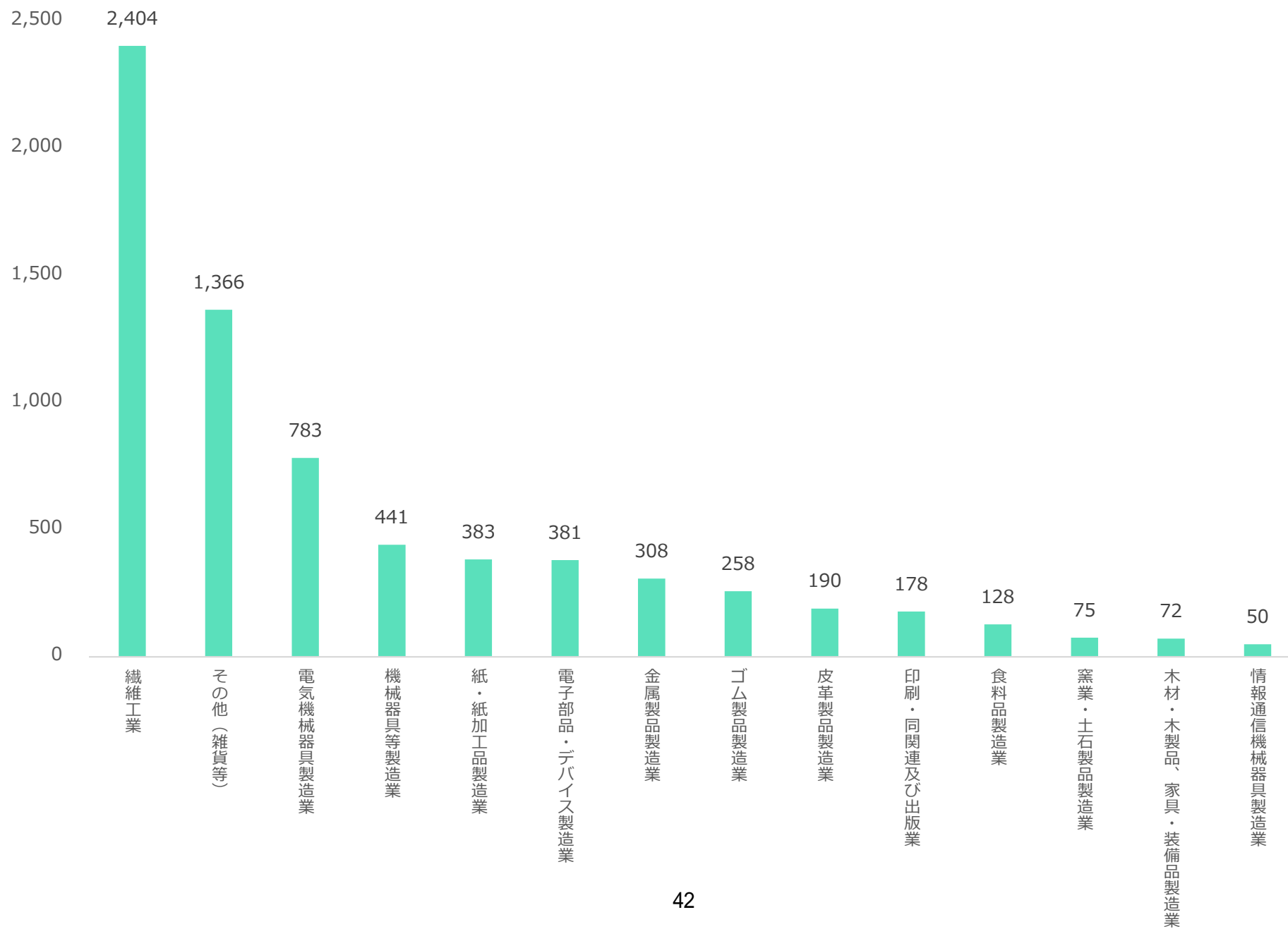
第3表 都道府県別委託者数



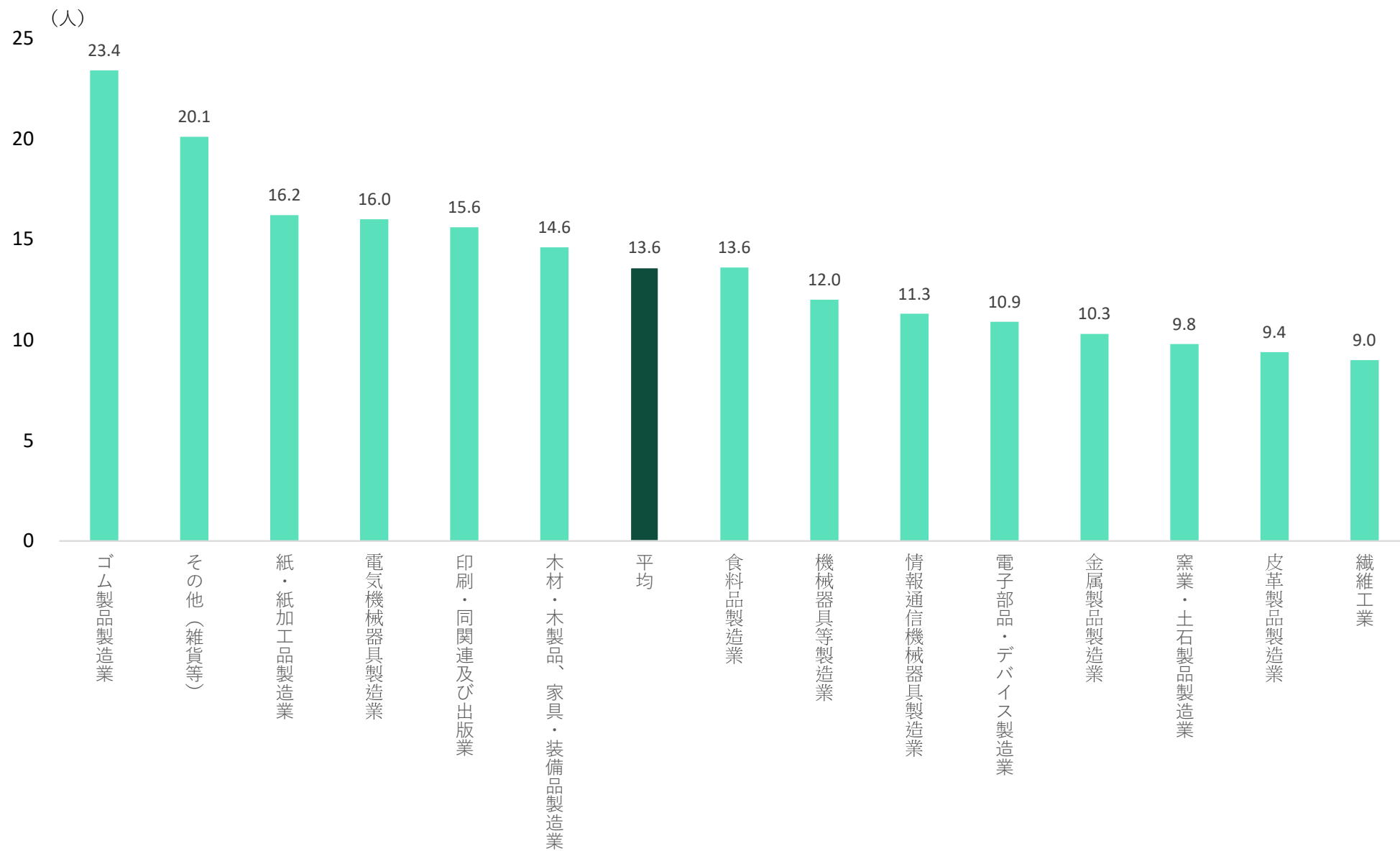
第4表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数



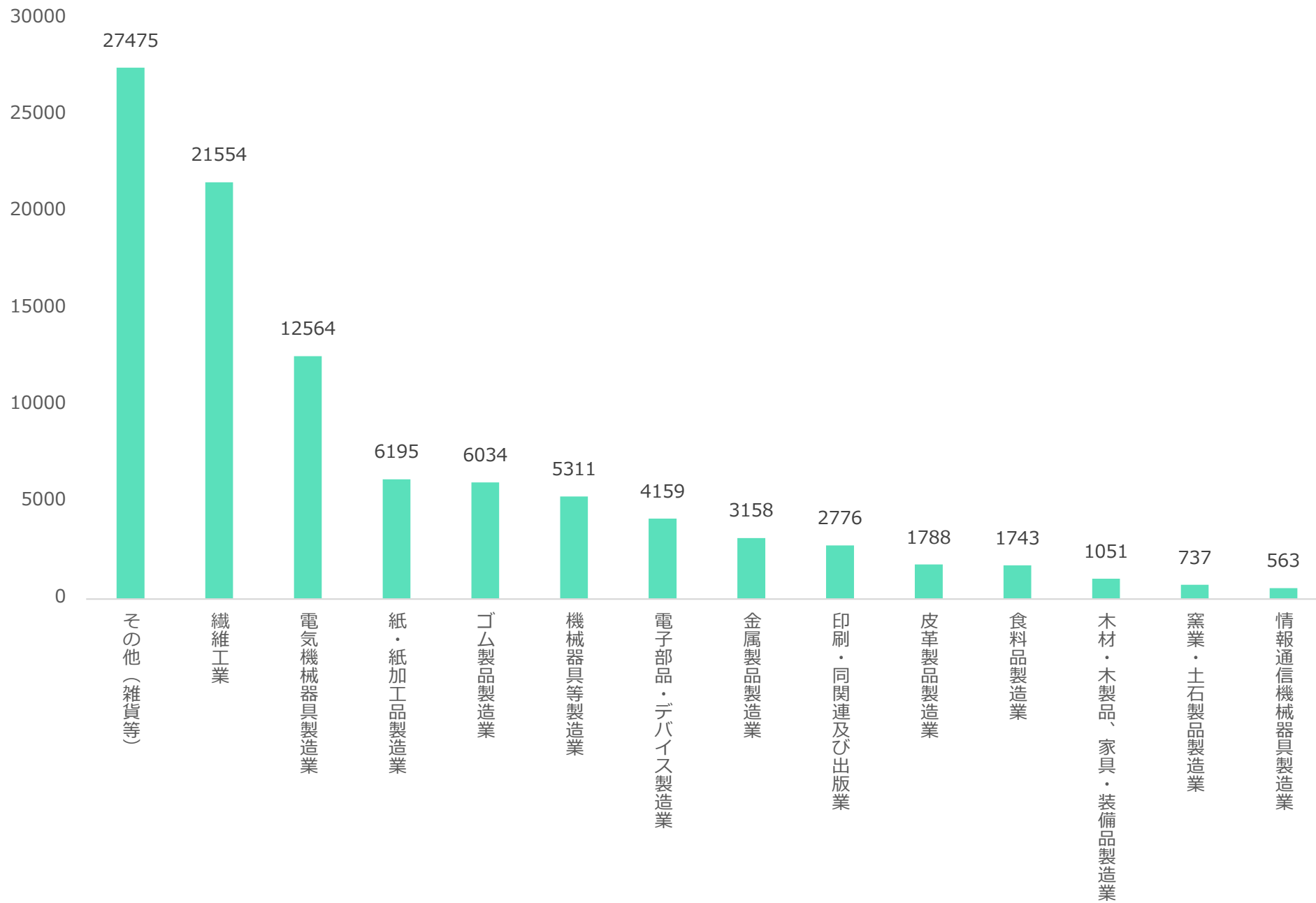
第5表 業種別委託者数



第5表 業種別1委託者当たりの平均家内労働者数



第2表 業種別家内労働者数



東京における家内労働の概況

令和 4 年 12 月

東京労働局労働基準部賃金課

1 概況（別表 1）

東京都内における家内労働者は令和 4 年 10 月 1 日現在 8,596 人、補助者は 272 人で、これらを合計した家内労働従事者は 8,868 人、また、委託者数は 802 となっている。

家内労働者の業種別内訳を多い順にみると、日用雑貨・玩具・装身具・造花等を製造する「その他（雑貨等）」が 3,651 人、男子・婦人服等を製造する「繊維工業」が 1,759 人、「パルプ・紙・紙加工品製造業」が 756 人、「電気機械器具製造業」が 714 人、革靴・バッグ等を製造する「皮革製品製造業」が 435 人となっており、これらで家内労働者全体の 85.1%を占めている。

参考：全国計（令和 3 年 10 月 1 日現在）

家内労働者数	97,122 人
補助者	3,340 人
委託者数	7,139

2 東京地方労働審議会

東京地方労働審議会（以下「審議会」という。）は労働行政全般を審議する機関であり、そのうち最低工賃の決定及び改正決定の審議については、家内労働法第 21 条に基づき、審議会に最低工賃専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し審議を付託している。専門部会の委員は、9 名（公益代表委員、家内労働者代表委員、委託者代表委員各 3 名）で構成される。

また、審議会には、常設の家内労働部会が設置されており、最低工賃以外の家内労働に関する重要事項については同部会で審議されている。委員の構成は専門部会と同様である。

3 最低工賃（別表 2～5）

家内労働法第 8 条では、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、労働局長は、必要があるときは、最低工賃を決定することができるとされている。

現在、東京都内の家内労働者に適用される最低工賃は、電気機械器具製造業、婦人既製洋服製造業及び革靴製造業の 3 業種について決定されている。

また、家内労働法第 10 条では、労働局長は最低工賃の改正又は廃止の決定ができるとされていることから、昭和 58 年度から「最低工賃新設・改正計画」を

策定し、計画的な改正に努めている。

現在の最低工賃の決定状況は別表 2、また、各最低工賃額は別表 3 から別表 5 のとおりとなっている。

4 広報活動の実施状況

(1) リーフレット等の配布

東京都及び区市町村関係部局の行政機関、主要な委託者団体及び家内労働団体等に対し、家内労働関係リーフレット等の配布依頼を行っている。

(2) ホームページの活用

東京労働局ホームページに、家内労働法のあらまし及びその他家内労働関係情報の掲載を行っている。

(3) 他機関の広報誌・ホームページへの掲載依頼

東京都及び区市町村関係部局、主要な委託者団体並びに家内労働団体等に対し、委託状況届の提出、最低工賃改正の際の周知等について、広報誌又はホームページへの掲載依頼を行っている。

5 労災保険特別加入（別表 6～8）

労働者災害補償保険法第 33 条第 1 項第 5 号、同法施行規則第 46 条の 18 第 3 号に基づき、特定作業を行う家内労働者及び補助者（以下「家内労働従事者」という。）は、労災保険の特別加入者として任意加入（申請）することができることとされており、承認された者は、当該業務により被災した場合等に労災補償給付を受けることができる。家内労働者及び委託者に対し、特別加入制度の周知を図り、加入促進に努めているところである。

令和 4 年 10 月 1 日現在における家内労働従事者たる特別加入者数は、有機溶剤を使用する作業者が 21 人（前年比△3 人）、プレスなどを使用する作業者が 51 人（前年比△3 人）、合計 72 人となっている（別表 6）。

令和 4 年 12 月末現在における家内労働従事者たる特別加入者に対する令和 4 年の労災保険給付決定状況をみると、療養給付決定は 2 件（前年同数）、休業給付決定は 1 件（前年比+1）となっている（別表 8）。

6 家内労働安全衛生指導員の活動状況（別表 9）

家内労働者の安全の確保、健康の保持及び就業条件の改善について指導を行うため、家内労働安全衛生指導員制度が設けられており、当局においては家内労働者が比較的多く存在する 3 署（上野、池袋、向島）に各 1 名の指導員を委嘱し配置している。

家内労働の概況

令和4年10月1日現在

業種区分 (日本標準産業分類中分類)	委託者	家内労働者	補助者
食料品製造業 E9, 10	7	42	1
繊維工業 E11	212	1,759	69
木材・木製品、家具・装備品製造業 E12, 13	3	140	0
紙・紙加工品製造業 E14	69	756	11
印刷・同関連及び出版業 E15, G41	19	152	0
ゴム製品製造業 E19	29	346	68
皮革製品製造業 E20	72	435	85
窯業・土石製品製造業 E21	1	3	0
金属製品製造業 E24	31	284	9
電子部品・デバイス製造業 E28	13	58	0
電気機械器具製造業 E29	61	714	3
情報通信機械器具製造業 E30	1	5	0
機械器具等製造業 E16, 22, 23, 25, 26, 27, 31	31	251	5
その他(雑貨等) E18, 32	253	3,651	21
令和4年度計	802	8,596	272
令和3年度計	800	8,751	277
令和2年度計	957	9,848	282
令和元年度計	674	9,027	244
平成30年度計	593	7,617	258
平成29年度計	353	3,954	201
平成28年度計	392	4,189	175

最低工賃決定状況一覧

業種	項目	発効年月日	適用委託者	適用家内労働者	調査年
東京都電気機械器具製造業		令和4年12月24日	23	254	令和3年
東京都婦人既製洋服製造業		平成21年4月1日	11	29	令和2年
東京都革靴製造業		平成29年4月26日	13	41	令和2年

(注)適用委託者及び適用家内労働者数は東京労働局が実施した直近の「家内労働実態調査」の結果によるものである。

東京都電気機械器具製造業最低工賃

当初発効年月日	昭和61年11月7日	改正発効年月日	令和4年12月24日	
1 適用する 家内労働者	東京都の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者			
2 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者			
3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額	次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額			
品 目	工 程	規 格	金 額	
電気部品(プリント基板に用いるものに限る。)	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円30銭	
	部品の差し		1個につき 1円35銭	
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円60銭	
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 6円25銭	
	ICの差し		足の本数が28本以下のもの	1個につき 2円65銭
			足の本数が30本以上のもの	1個につき 3円38銭
マスクング(後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。)	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1か所につき 94銭		
コネクタ	差し(リード線又はシールド線の末端に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	1端子につき 83銭		
シールド線	端末加工(表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき 5円03銭	
	チューブ挿入(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 2円86銭	
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円09銭	

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

当初発効年月日	昭和49年12月16日	改正発効年月日	平成21年4月1日
1 適用する 家内労働者	東京都の区域内で婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)のまとめの業務に従事する家内労働者		
2 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者		
3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額	次の表の左欄に掲げる工程欄及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額		
工 程	規 格	金 額	
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	13円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき	15円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	16円
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	17円
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	22円
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	19円
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき	根巻き2～3回	1個につき 8円
		根巻き4回以上	1個につき 10円
	20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき	根巻き2～3回	1個につき 9円
		根巻き4回以上	1個につき 11円
	2つ穴、カボタンつき	1個につき	14円
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ3センチメートル	1か所につき	8円
	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき	12円
ベント止め又はプリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	9円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき	16円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき	15円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき	15円
襟付けまつり		10センチメートルにつき	14円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき	18円
肩パット付け	内パット	1組(1着分)につき	42円
	外パット	1組(1着分)につき	40円
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1着分につき	48円
襟 付 け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき	24円
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートルのもの	1個につき	12円

東京都革靴製造業最低工賃

当初発効年月日	昭和48年9月19日	改正発効年月日	平成29年4月26日			
1 適用する 家内労働者	東京都の区域内で革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者					
2 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者					
3 第1号の家内労働者に係る最低工賃 額	次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき、金額欄に掲げる金額					
業務	品目	規 格		工 程 (下記の工程すべてを行う場合)	金額	
		革の種類	型及びデザイン			
製 甲	紳士靴	牛革の銀付き又は ガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	699円	
	婦 人		パンプス	裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	617円
			ショートブーツ	裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,104円
	靴	サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け	531円
底 付 け (セメントテッド方式によるものに限る。)	紳士靴	牛革の銀付き又は ガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	594円	
	婦 人		パンプス	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	659円
			靴	ショートブーツ	裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け
	靴		ショートブーツ	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	954円
		サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	531円

労災保険特別加入状況

令和 4 年 10 月 1 日現在

項目	加入状況	
	加入者数(人)	加入団体数
作業の種類		
有機溶剤を使用する作業	21 (うち新規 0)	3
プレス機械 旋盤等を使用する作業	51 (うち新規 1)	9
4 年 計	72	12
3 年 計	78	12
2 年 計	87	12
元 年 計	99	12
30 年 計	118	13
29 年 計	134	13
28 年 計	145	13
27 年 計	153	13
26 年 計	162	13
25 年 計	213	16

家内労働者に係る労災保険特別加入団体名簿

令和4年10月1日現在

番号	団体名
1	東京靴工東部労災組合
2	東京皮革裁断工組合
3	東京靴工連合労災組合
4	東京靴工北部労災組合
5	中小家内工業協力会
6	大田区プレス家内労働協力工場会
7	雪谷家内労働組合
8	荒川青色申告会金属加工業組合
9	荒川労働福祉協同組合
10	葛飾民主商工会 家内労働部会
11	東京金属プレス工業協同組合家内労働者部会
12	東京社会労働保険協議会 家内労働部会

特別加入者に対する労災保険給付決定状況(令和4年12月末現在)

(1) 傷病部位別療養給付決定件数

年	傷病部位 目	頭部・顔面 頸部	胸部・腹部 臓器	せき柱 腰部等	上肢		下肢		その他※	計
					手指	手指以外	足指	足指以外		
平成30年					2					2
令和元年					2	1				3
令和2年										0
令和3年					2					2
令和4年				1	1					2

※その他は複合部位も含む

(2) 休業日数別休業給付決定件数

年	期間	休業日数										計	
		4～10日	11～20日	21～30日	31～40日	41～50日	51～60日	61～70日	71～80日	81～90日	91日以上		
平成30年					1								1
令和元年													0
令和2年													0
令和3年													0
令和4年		1											1

(3) 等級別障害給付決定件数

年	等級 内容	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	計
		(例) 母指を含む 4指の亡失	(例) 母指を含む 3指の亡失	(例) 母指を含む 3指の用廃	(例) 母指を含む 2指の用廃	(例) 母指の用廃	(例) 示指、中指又は 環指の亡失	(例) 中指又は環指の用廃 ・がん固な神経症状	(例) 小指の用廃	(例) 局所の神経症 状	
平成30年											0
令和元年											0
令和2年											0
令和3年											0
令和4年											0

家内労働安全衛生指導員指導結果(令和4年度計)

※令和4年12月末現在

別表9

	実施件数	指導委託者数	指 導 件 数										
			家内労働手帳 (3条)	工賃支払 (6条)	最低工賃 (14条)	委託状況届 (26条)	帳簿備付け (27条)	則14・I別表1 危険物	則14・I別表1 有機溶剤等	有害物容器 (則15・I) 有機溶剤	安全衛生 (17条)	危害防止の為の 必要な援助 (努力義務)	
食料品製造業 (E09)	1	1	1										
繊維工業 (E11)	7	5	2				3	2					
パルプ・紙・紙加工品製造業 (E14)	3	1	1										
印刷・同関連業 (E15)	2	2	1				1						
プラスチック製品製造業 (E18)	2												
ゴム製品製造業 (E19)	1	1	1										
なめし革・同製品・毛皮製造業 (E20)	2	2	2										
金属製品製造業 (E24)	1	1					1						
業務用機械器具製造業 (E27)													
電子部品・デバイス・電子回路製造業 (E28)													
電気機械器具製造業 (E29)	1	1	1										
情報通信機械器具製造業 (E30)													
輸送用機械器具製造業 (E31)													
その他の製造業	15	9	5				6	1					
その他の事業													
移転・廃止等	1												
合 計	36	23	14	0	0	11	3	0	0	0	0	0	0

※ 実施件数とは、指導を実施した委託者数である。

※ 指導件数とは、該当項目に違反があり改善を指導した件数である。

※ 「移転・廃止等」には、事業活動は行っているが家内労働の委託を廃止した事業場を含む。